

監査結果に係る措置通知書

都市創造課	
監査結果 (指摘事項)	改善措置
<p>(1) 契約書に係る収入印紙の貼付について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年度公園維持管理委託（その2）</li> </ul> <p>上記業務の契約書において、契約金額が1,650,000円であることから印紙税額は400円となるが、契約書には200円の収入印紙が貼付されているので、適正に処理すること。 また、今後は、印紙税法に基づき適正な収入印紙が貼付されたものを契約の相手方から收受すること。</p> <p>(2) 駐車場使用料に係る歳入の徴収又は収納の委託について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和2、3年度白石駅前駐車場管理業務</li> <li>令和2、3年度白石蔵王駅駐車場管理業務</li> <li>令和2、3年度白石駅前自転車駐車場管理業務（その2）</li> </ul> <p>駐車場使用料においては、歳入の徴収又は収納の委託について、地方自治法施行令第158条第1項、第2項により規定され、同施行令同条第2項では「歳入の徴収又は収納の事務を私人に委託したときは、普通地方公共団体の長は、その旨を告示し、かつ、当該歳入の納入義務者の見やすい方法により公表しなければならない。」としている。また、白石市財務規則第42条第1項において、「市長は、令第158条の規定により歳入の徴収又は収納の事務を私人に委託しようとするときは、会計管理者と協議の上、次に掲げる事項（徴収又は収納すべき金額及びその種類、委託期間、記録管理の方法、担保及び弁償責任、委託料の額並びに支払の時期及び方法、その他委託事務の執行手続に必要な事項）について委託契約するものとする。」としている。しかしながら、歳入の徴収又は収納の委託に係る契約に関する書類等が見受けられないことから、確認の上、委託契約、告示並びに公表の事務処理を行うよう改めること。</p>	<p>令和2年度分の契約書については、印紙税額が適正となるよう対応いたしました。 また、今後は契約担当者が事前に印紙税額を確認し請負者と情報共有を図り、契約書押印時にも再度確認をすることにより再発防止に努めます。</p> <p>現在関係各課と当該事務手続きに係る調整を行いながら事務処理を進めております。 また、今後は必要な事務手続きについて、遺漏のないよう努めてまいります。</p>